

安心を明日につなぐ

普通火災共済



普通火災共済の対象となるもの

- (1) 住宅、店舗、事務所などの建物その他の不動産
- (2) 家財、設備、装置、機械、器具、工具、什器、備品、商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材、その他の動産

ご契約の際は次の点にご注意下さい

- (1) 建物、家財、設備、什器、商品などの共済金額は、時価いっばいにお決め下さい。
共済金のお支払いは、時価と共済金額との割合をもとに算出されますので、共済金額が時価未満の場合事故が発生しても、損害額の全額をお支払いできないときがあります。
- (2) 家財を共済の目的とする場合には、「家財一式」としてご契約下さい。家財の一部のみのご契約または家財の一部を除外してご契約はできません。
- (3) 1個または1組の価格が30万円をこえる貴金属、美術品等は申込書に明記していないときは、お支払いの対象になりませんのでご注意ください。

普通火災共済の掛金

(1) 住宅物件 (共済期間1年、共済金額100万円)

| 目的 | 構造 | A構造 | B構造 | C構造 | D構造 |
|----|----|------|------|--------|--------|
| 建物 | | 360円 | 700円 | 1,550円 | 1,960円 |
| 家財 | | | | | |

(2) 非住宅物件

| 目的 | 構造 | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|--------|----|------|------|--------|--------|--------|
| 建物 | | 290円 | | | | |
| 家財 | | 350円 | 500円 | 1,140円 | 2,060円 | 2,350円 |
| 設備・什器等 | | | | | | |
| 商品・製品等 | | | | | | |

職業・作業の内容によっては、上記の他に割増が加算されます。
物件によっては、割引を適用できます。

- (注) 建物と畳、建具などの従物または電気設備、ガス設備などの付属設備を、別の共済金額で契約する場合の掛金の適用は、次のとおりとなります。
- I. 建物と所有が同じ場合は「建物」の掛金を適用します。
 - II. 建物と所有が異なる場合は、生活用のものは「家財」の掛金を適用し、業務用のものは「設備・什器等」の掛金を適用します。
 - III. 非住宅物件の場合で、生活用のものと業務用のものが混在するときは、「設備・什器等」の掛金を適用します。

お見積り表


| 共済の目的 | 共済金額 | 共済掛金 | | 備考 |
|--------|------|------|------|----|
| | | 普通共済 | 総合共済 | |
| 建物 | 万円 | 円 | 円 | |
| 家財 | 万円 | 円 | 円 | |
| 設備・什器等 | 万円 | 円 | 円 | |
| 商品・製品等 | 万円 | 円 | 円 | |
| | 万円 | 円 | 円 | |
| 合計 | 万円 | 円 | 円 | |

ご契約のお申し込みやお問い合わせは、組合または代理所へご連絡ください。

 **福島県火災共済協同組合**
〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9F
TEL 024(526)1027 FAX 024(526)1037

お問い合わせ先
商工会議所、商工会へ

取扱代理所

 **福島県火災共済協同組合**

